

## 平成30年度 独創的研究助成費 実績報告書

平成31年3月28日

報告者	学科名	保健福祉学科	職名	教授	氏名	近藤 理恵
研究課題	韓国における不登校の子どもに対する体験活動支援に関する研究					
研究組織	氏名	所属・職		専門分野	役割分担	
	代表	近藤 理恵	保健福祉学科・教授	社会学・社会福祉学	研究統括・調査の実施	
	分担者	申 宰休	ソウル市立大学 ・教授	スポーツ政策	調査の実施	
研究実績の概要	<p>2017年の韓国の不登校の小学生、中学生、高校生の数は、50,057人であった。2015年には、47,670人、2016年には47,613人であり、近年不登校の子どもの数は増加傾向にあり、社会問題となっている。</p> <p>日本では、2016年12月に「教育機会確保法」が成立し、2017年2月から施行された。一方、韓国では、日本よりも先行して、2014年から不登校の子供の支援のための法律として「学校の外の青少年に関する法律」が存在する。</p>					

※ 次ページに続く

研究実績  
の概要

こうしたなか、本研究の目的は、日本よりも先行して2014年から不登校の子どものための「学校の外の青少年に関する法律」を有する韓国において、韓国の不登校の子どもに対する体験活動支援の現状と課題について、不登校の子どもに対して支援を行っている青少年福祉相談所等に対するインタビュー調査をもとに明らかにすることにある。

本法律により、既存の青少年福祉相談所等内に、「夢をあげる」というセンターが設置され、現在全国206か所のセンターにおいて、不登校の子どもと若者に対する支援がなされている。対象年齢は、9歳から24歳である。このセンターでは、大学生のボランティアによる学習支援、中学校卒業あるいは高等学校卒業の認定のための検定を受けるための支援、体験活動支援、就労支援を行っている。

各センターでは、音楽、料理、工作、読書、キャンプ、スポーツ、旅行、食育等、様々な体験活動が実施されている。たとえば、あるセンターでは、月に一度子どもたちに同じ本を読んでもらい、その本のなかに登場する道具の工作をしたり、健康的な食事を作るための「幸福な食事」という食育のプログラムを行ったり、子どもたちが自ら旅行をする企画を立て、旅行をするプログラム等を実施している。また、たとえば、保育所や幼稚園の先生になりたい若者がいれば、こうした場所でインターンシップも行っている。

その後、学習に対する意欲も沸き、たとえば、当初は英語のアルファベットも知らなかった子どもたちが、学習支援を積極的に受け、中学校卒業や高等学校卒業の認定のための検定に合格するようになるということが明らかとなった。

インタビュー調査では、これらの体験活動のプログラムによって、子どもたちは活動的になり、極めて良い効果が出ていることが明らかとなった。たとえば、センターに来所した当初は、他者の目を見ることができなかつたり、集団の輪のなかに入らなかった子どもたちが、主体的に活動できるようになっていくことが明らかとなった。

また、インタビュー調査では、この法律の成立により、国が不登校の子どもや若者の支援に対して責任をもつことになり、法律の成立の効果が大きいことが明らかとなった。

不登校の子どもや若者に対する支援の課題としては、不登校になった子どもや若者に連絡をしたり、アウトリーチをしても、このセンターに来所することが難しい場合が少なくない点にある。それゆえ、センターのスタッフは、対象者を集めることに苦慮していた。また、学校に行かなくなり、様々なことを諦めている子どもや若者を支援することはそれほど容易ではなく、離職するスタッフも少なくないということが明らかとなった。

本研究の課題は、本センターによる「夢をあげる」というプログラムは、女性家族部(省)によるプログラムであり、もう一方で、韓国には、教育部(省)による「友達と一緒に」というプログラムも存在する。それゆえ、本研究の課題は女性家族部のプログラムと教育部のプログラムを比較検討しなければならない点にある。また、今後、体験活動をより多くの子どもたちに提供するための方策についても検討していく必要がある。